議案第14号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年12月4日提出

大網白里市長 金坂 昌典

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第1 9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の 規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第2 2条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和29年条例第20号) の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に あっては、給料に相当する報酬)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)の一部 を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)」を加え、「関する事項を定めることを目的」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1項、第8条第2項、第10条第1項、第13条第1項及び第2

項並びに第22条中「次」の次に「の各号」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中社会教育指導員の項、家庭教育指導員の項、家庭相談員の項、 母子・父子自立支援員の項及び婦人相談員の項を削り、同表中

区長	区長 年額	34,500円
副区長	副区長	31,500円
農家組合長	日額	6,100円

を削り、同表中高齢者にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会委員の 項、消費生活相談員の項、市税等収納推進員の項、補助教員の項及び不法投 棄監視員の項を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 職員の旅費に関する条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「昭和25年法律第261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「ことを目的と」を「ものと」 に改める。

第2条第1項第1号中「規定する職員」の次に「及び法第22条の2第1 項第2号に掲げる職員」を加える。

第3条第3項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。 (大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年 条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第6条各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加える。

第16条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与」を「給

与等」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 大網白里市任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第18号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職(以下「特定職」という。) に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (4) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号及び第2 条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規 定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期 (任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了するこ と及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤 職員
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
 - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が 更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されること に伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児 休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。 (育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子 の1歳到達日
 - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
 - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が 当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合 に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる 場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当 該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等 育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該 当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして

いる非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日 又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常 勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達 日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業 をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該 子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)にお いて地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続 的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場 合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが 継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める

場合に該当する場合

第3条第1号中「(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、 又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該 任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとすること。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等 における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行わ れないこと」を加える。

第7条第1項中「第18条第1項」の次に「又は大網白里市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第 号)第17条第1項若しくは第28条第1項」を、「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、任命権者が定める者を除く。)」を加え、「6月」を「6か月」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、「6箇月」を「6か月」に改める。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。 第9条中「次」の次に「の各号」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面

- その実施が行われないこと」を加える。
 - 第13条及び第14条中「次」の次に「の各号」を加える。
 - 第16条の2中「(平成20年条例第18号)」を削る。
 - 第19条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

- 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲 げる職員とする。
 - (1) 育児短時間勤務職員等
 - (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める 非常勤職員
- 第20条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の1項を加える。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常 勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ た時間(以下「当該時間」という。)を超えない範囲内で(当該非常勤職 員が勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める育児に係る特 別休暇(以下「育児休暇」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあ っては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から育児休暇の承認 を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとす る。
- 第21条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同 条に次の1項を加える。
- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、任命 権者の定めるところによりその給与を減額する。
 - (大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第8 号)の一部を次のように改正する。

第6条中「45分」を「少なくとも45分」に、「1時間」を「少なくとも1時間」に改める。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の勤務時間、休暇等)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 及び同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員の勤 務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、そ の職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(大網白里市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 大網白里市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を、「次」の次に「の各号」を加える。

第5条及び第7条中「次」の次に「の各号」を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。